

# 電子メールによる台湾向け輸出貝類証明書 発行申請手続の流れ

初めて電子メールにより  
申請する場合  
年度初めに申請する場合

別紙様式6を提出  
(窓口または郵送)

別紙様式6を提出済みの  
場合

台湾向け輸出貝類証明書  
発行申請(電子メール)

衛生証明書発行

別紙様式6の輸出先国・  
地域に記載していない国・  
地域へ輸出する場合

別紙様式6の変更を届出  
(窓口または郵送)

別紙様式6の変更を届け  
出ない場合は、申請書へ代  
表者印等を押印の上、郵送  
又は窓口で申請することも  
可能です。